

平成 21 年度第 4 回
千葉県介護保険運営協議会あんしんケアセンター等運営部会議事録

- 1 日 時 平成 22 年 1 月 15 日(金) 午後 7 時～午後 9 時
- 2 場 所 千葉県総合保健センター 4 階会議室
- 3 出席者 (委 員) 畔上加代子、高野喜久雄、久保田洋子、佐藤真生子、田中宏平、豊田弘行、西尾孝司、広岡成子、藤澤里子、松崎泰子
(委員 13 名 10 名出席)
(事務局) 高齢障害部長、高齢福祉課長、高齢施設課長、介護保険課長
ほか 10 名
- 4 議 題
 - (1) 地域密着型サービス事業者の指定更新の報告について
 - (2) 地域密着型サービス事業者の平成 22 年 2 月 1 日付指定について
 - (3) その他
- 5 議事の概要

議事に先立ち、会議は一部非公開であることを確認した。

 - (1) 地域密着型サービス事業者の指定更新の報告について
事務局より資料に基づき説明を行い、質疑応答を行った。
 - (2) 地域密着型サービス事業者の平成 22 年 2 月 1 日付指定について
事務局より資料に基づき説明を行い、質疑応答を行った。
 - (3) その他
事務局より資料に基づき説明を行った。
- 6 会議経過

西山部長	<p>開会に先立ち、西山高齢障害部長が挨拶をした。</p> <p>こんばんは。</p> <p>今年度、第4回のおんしんケアセンター等運営部会にお忙しいなか、また、お寒い中ご参加いただきましてありがとうございます。</p> <p>また、本年もよろしくお祈いします。</p> <p>1月という時期は役所の中にあつては、新年度予算の固まる佳境な時期でございます。新年度予算は毎年10月から11月にかけて各所管課で案を作り財政局に提出します。その後、大変厳しい中で、今日15日というのは、財政局長内示ということで、こんな形でできないかということが一旦、示されます。</p> <p>これを受けて各所管課では、この「予算ではできないよ」とかということになるわけですが、復活を経て、二月下旬に開催されます定例議会に諮って正式決定することになります。</p> <p>今千葉市はかつてない厳しい時に陥っています。千葉市始まって以来の厳しい状況だと市長自ら言っています。財政局から大変厳しい内示が出ています。千葉市の一般会計特別会計予算は21年度ベースで、7200億円ですが、その予算を組むには、数百億円単位で財源が足りない状態ですので優先順位を付けていかなくてはならない。そうすると今までやれていたものができなくなってしまいます。しかし、市長も守らなくてはならないものは、守らないといけないと言っています。その中の一つに介護分野があります。施設整備の分野やおんしんケアセンターの分野は、何とか話を聞いてくれるかなというところです。</p> <p>また、正式にきまりましたら、皆様方にはお知らせしたいと思います。</p> <p>本日の会議は、地域密着型サービスの指定に関することでもあります。委員の皆様方にあつては、どうぞ忌憚のないご意見を頂戴したいと存じます。</p> <p>このあと、議事に従い進めてまいります。どうぞ皆さんよろしくお祈い申し上げます。</p>
松崎部会長	<p>今年もよろしくお祈いします。</p> <p>西山部長から、大変厳しい予算の話がございましたが、介護保険は高齢福祉の中でも中核的な位置付となっておりますので、市民が相談したりできるように予算の確保などに頑張ってもらいたいと思います。</p> <p>今日の議題は2題ございます。</p> <p>「地域密着型サービス事業者の指定更新の報告」と「地域密着型サービス事業者の平成22年2月1日付指定」となりますが、議題2の方は非公開の取り扱いとすることを当部会では事前に決定しておりますので、今回も非公開により進めてまいります。</p> <p>それでは、まず、議題1について、事務局から説明をお願いします。</p>

<p>鳩川高齢施設 課長</p>	<p>－ 議題(1) 地域密着型サービス事業者の指定更新の報告について－</p> <p>高齢施設課 鳩川です。</p> <p>それでは資料の1ページをご覧ください。</p> <p>地域密着型サービス事業者の指定更新の報告ですが、ここに記載の通り平成18年の改正介護保険法の施行に伴いまして、6年ごとに指定の更新を受けなくてはならないことになっています。</p> <p>今回は、市内事業所の指定更新はなく、市外の事業所3か所について指定の更新を行ったところです。</p> <p>(2)のところに指定の更新の記載がありますが、事業所のみを紹介させていただきます。</p> <p>まず、最初の事業所ですが、名称が「グループホームさくら」、所在が茨城県石岡市で3ユニット27名ということで指定更新は、今年の11月17日です。こちらには、千葉市花見川区の89歳の女性が、平成17年5月からこの事業所をご利用になっております。事業者につきましては記載のとおりでございます。</p> <p>2番目の事業所でございますが、名称が「四街道ケアセンターそよ風」で所在が四街道市物井字金鑄塚でございます。定員につきましては、2ユニット18名となっております。指定更新は、12月1日でございます。中央区の94歳の女性が平成17年3月からこの事業所をご利用になっております。</p> <p>3番目の事業者ですが、名称が「ニチイケアガーデン和光みなみ」で、埼玉県の和光市でございます。定員は2ユニット18名ということで、1月1日の指定更新でございます。こちらには、花見川区の78歳の女性が平成18年3月からこの事業所をご利用になっております。事業者につきましては記載の通りでございます。</p> <p>地域密着型サービス事業者の指定更新に関する報告につきましては、以上でございます。</p>
<p>松崎部会長</p>	<p>ただいまご説明がありました3事業所の指定更新につきましては、ご報告のとおりでよろしいでしょうか。何か、質問などはありますか。</p>
<p>田中委員</p>	<p>地域密着型サービス事業者の指定更新の報告ということですが、他市の事業所の指定更新の話を何故ここでしなくてはならないのか。地域密着型サービスとは市内の事業所のことだと理解しているのだが。</p>
<p>鳩川高齢施設 課長</p>	<p>地域密着型サービスというのは、千葉市に事業所がある場合、その事業所は千葉市民しか使えないというのが原則ですが、事情があって、千葉市民が他市のグループホームに入所したりする場合があります。千葉市民が他市の事業所を引き続き利用する場合には、千葉市の指定更新も必要になります。</p>
<p>高齢障害部長</p>	<p>補足ですが、地域密着型サービスは、平成18年の制度改正で創設されたもので、平成18年4月から地域密着型サービスという類型ができたわけです。それまでは、市内にあるグループホームに、千葉市外の市民が入所した</p>

	<p>り、また、その逆もあったのだと思います。</p> <p>制度創設前から他市の事業所を利用している千葉市民がいる場合には、地域密着型サービスの制度に関わらず、事業所がある都市で引き続き、その千葉市民の利用を認めたときには、地域密着型サービスとして、千葉市が指定更新をする必要が手続き的にあることになっておりますので、当部会においても報告するようにしています。</p>
田中委員	<p>本当は住民票を移すのがいいのでは。</p>
高齢障害部長	<p>住民票を移すのも、一概にいいとは言えなくて、例えば千葉市には、グループホームがたくさんあります。</p> <p>他市から千葉市のグループホームに入所した方の住民票を異動させて、千葉市民としてとなると、千葉市の方でその方の保険給付を負担しなくてはならないので、市にとって必ずしもいいとはいえない状況もあります。</p>
松崎部会長	<p>和光市でも更新を行うということですね。</p> <p>それでは、次の議題の「地域密着型サービスの平成22年2月1日付事業指定」についてです。</p> <p>－ 議題(2) 地域密着型サービス事業者の平成22年2月1日付指定について－</p> <p>・・・非公開のため、発言内容も非公表・・・</p> <p>－ 議題(3) その他－</p>
松崎部会長	<p>その他について説明をお願いします。</p>
原澤介護保険課長	<p>介護保険推進協議会を開催しましたので、報告をいたします。</p> <p>参考資料4をご覧ください。</p> <p>先月第二回目の会議を開始しました。</p> <p>その中で、平成21年度の3月までに具体化できそうなものについて記載しています。</p> <p>これは、千葉市の独自事業ではなく、それぞれの団体の方が実施していくものでございます。</p> <p>まず一番目は「知的障害者特別支援校に在籍する高等部生徒への介護福祉施設への就労支援」についてです。</p> <p>事業主体は、植草学園短期大学</p> <p>時期は、今年の3月と6月の2回</p> <p>対象者、知的障害者特別支援校に在籍する高等部生徒</p> <p>内容は、知的障害者特別支援校に在籍する高等部生徒の介護福祉施設への就労支援をする。</p>

事業内容は、①介護施設での清掃活動、リネン関係の整理整頓などの業分野で知的障害のある生徒が研修して、就労を支援する。
②具体的にはジョブコーチを雇用して、研修期間中の直接的・継続的な就労支援を行う。
③時期は、3月と6月で、生徒各1名が参加するもので、事前と事後の指導があります。

次は、「職場環境改善研修」です。

事業主体は、千葉市老人福祉施設協議会、千葉県老人保健施設協議会、千葉市認知症高齢者グループホーム連絡会の合同開催

時期は、平成22年3月11日・12日のいずれかです。

対象者は、施設長・管理者またはそれらに準ずる職員

目的は、介護人材難の一因となっている職場環境（処遇・風土など）の課題を明らかにするとともに、その改善に向けての総合的な手法を学び、市内介護施設・事業所での人材不足の解消を図る。

事業内容は、①適切な人事労務管理に関する講義
②職員処遇改善計画策定に向けての具体的な手法の演習等
③毎年度1回（セミナー形式で2日）を平成22年度以降実施する。

3番目は、「介護従事者への支援事業」です。

事業主体は、千葉県介護福祉士会

時期は、平成22年3月22日

対象者 現職の介護従事者

目的は、介護の現場で働く人々の多くが体調を崩して辞めていく現実を考えたとき、いかにして「介護の現場で長く働き続けていくことができるか」を支援する。

事業内容は、キネステック（要介護者の動きを手伝うための概念）に基づいた無理のない介護者の身体を守る介護技術全般で、所要日数は1日（4時間）

4番目は、「潜在的有資格者等養成講座」です。

事業主体 千葉県ホームヘルパー協会

時期 平成22年3月14日

対象者 潜在的有資格者

目的 中高年・主婦の経験を活かして福祉介護への参加を進める。地域住民に対しても、介護サービスに関する理解を促進する。

事業内容 ①介護の仕事への理解
②やさしい介護術
所要日数は1日（3時間から4時間）

5番目は、「キャリアアップ支援研修」です。

事業主体 千葉県ホームヘルプ協会

時期 平成22年3月14日

対象者 現職の介護従事者

目的 現在の介護職員向けにキャリアアップ研修を企画し、やりがい

	<p>を持ち、自信をもって働くことができるようにする。</p> <p>事業内容 ①講義（自立支援のための見守り援助） ②実技（自立支援に向けた介護技術） 所要日数は1日（5時間から6時間）</p> <p>平成21年度に、実際に実施できそうなものを紹介したものです。 平成22年度は、今後説明することといたします。 説明は以上でございます。</p>
<p>畔上委員</p>	<p>これは、今までの会議を経ていく中で、これでまとまったということですか。</p>
<p>原澤介護保険課長</p>	<p>こちらは、平成21年度中に実施可能なものです。</p>
<p>畔上委員</p>	<p>もう少し根本的な福祉人材の確保は、平成22年度から本格的に始まるということでしょうか。</p>
<p>原澤介護保険課長</p>	<p>この事業は、千葉県が主体的に行っているものなので、千葉市がなかなか主体的にできない。 千葉県内12の圏域で集まっただき、同時に動いている。 もう少し時間をかけていきたいと考えています。 各事業者のアイデアで行うものなので、千葉市として予算付けをしておこなうのは別途あるものです。</p>
<p>鳩川高齢施設課長</p>	<p>認知症グループホームの見学ですが、21日と24日に予定しておりますが、本日、案内文を送付したので確認していただきたい。</p> <p>次回の開催は、3月24日であることを確認して閉会した。</p>